

熊賃審発第10号

令和4年8月5日

熊本労働局長

新田 峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会

会長 高峰 武

熊本県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月7日付け熊労発基0707第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

熊本県最低賃金

- 1 適用する地域
熊本県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 853円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和4年10月1日